

俱楽部たより

2017.1



つるま法律俱楽部

一陽來復



一陽來復
新年來る
幸運に向う
長東美秀

絵 武藤 健吾

あけましておめでとうございます。今年は、酉年です。とりは“とりこむ”に通じることから商売繁盛に繋がると言われています。十二支は年・月・日・時刻の記述に利用されていましたが、年はもともと木星が12年で天球を西から東へ一周する、毎年の位置が年の記述に利用されていたものが十二支による紀年法の起源と言われています。元々十二支は、順序を表す記号であり、動物とは関係ありませんが、人々が覚えやすいように身近な動物を割り当てたという説があります。干支は60あり、一巡し起点に戻ると還暦です。今年は、丁酉（ひのとり）です。60年前の丁酉、1957年8月27日茨城県東海村の日本原子力研究所の実験炉が臨界点に達しました。政府はそれ以来原子力の安全神話をうたってきましたが、現在の人類の科学では、夢物語だという事がさらけ出されました。原発事故の解明もできないまま原発の再稼働を始めている政府に憤りを越して情けなくなります。

昨年12月13日、沖縄県名護市東海岸沖にオスプレイが「不時着水」しました。機体はバラバラで「墜落」としている報道もあります。米軍基地の問題、日米基地協定の問題は、単に沖縄の問題ではなく、日本の問題と捉えなければなりません。東京湾でオスプレイが墜落しても日本の国民は黙っているのでしょうか。世界で首都に外国の基地があるのも日本だけです。東京の領空が米軍に侵されています。異常な状況を異常と思えない事が一番の問題です。沖縄「県民」の怒りを日本「国民」の怒りに変えねばなりません。

酉にはまた、完熟した作物の収穫を意味し、酉年は物事が頂点まで極まった状態とも言われます。我々の活動にも、皆さまにも実りのある年となりますよう祈念します。

つるま法律俱楽部世話人 仲野 丘人

行事報告



2016/10/16 第10回 昭和区平和のつどい
平和への願いがこもった
美しい歌声でした♪



2016/10/21 第5回 卓球大会
老若男女 大盛り上がり
筋肉痛は大丈夫だったでしょうか？

法律講座のお知らせ「知っておきたい 働くルール」

今、まん延する「隠れブラック企業」が注目されています。最近放映された特集報道を見ながら、働く人の雇用と労働条件を守る働くルールについて学びましょう。これから社会人になる方、社会人の父母の方、どなたでもお気軽にご参加下さい。

日 時 1月10日（火）午後6時30分～7時50分

場 所 鶴舞総合法律事務所会議室

定 員 20名(参加費無料)

講 師 安井一大弁護士・天野 熊司法書士

学習会終了後、新年会（事務所地下1階・はるを家 午後8時～9時30分

会費 3000円程度）を行います。新年会のみの参加の方は、事前にご連絡ください。

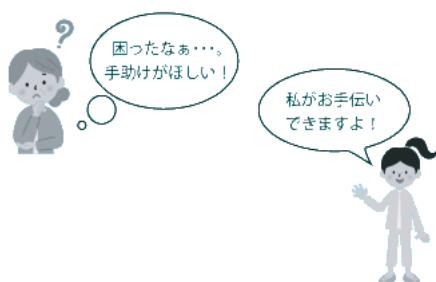
支え合う会♪ぴーぷる♪ 学習会＆茶話会のお知らせ

日 時 2月18日（土）午前10時～12時

場 所 鶴舞総合法律事務所会議室

第1部 学習会 「片付け」学習会
お 話 遠藤ほづみさん

第2部 茶話会



私の祖父母は山口県で2人で農業をしながら生活しています。祖母が病気で倒れてから認知症を発症し料理を作るのが難しくなり、祖父は足を悪くし家中でも杖をついている状態です。2人での生活を継続することが難しくなってきました。2人での生活を維持していくために、転倒のリスクの軽減や衛生面から家を片付ける必要性を痛感しました。また、片付けを行う中で、大切な思い出をも埋もれたらゴミになってしまふことに気付きました。祖父母が元気なうちに片付けをすることは、現在の生活をよりよくすると共に、大切にしている思い出を家族で共有することができる効果があると思い、今回みなさんにお話できればと思っています。

遠藤 ほづみ

お立ち寄りください

つるま法律俱楽部会員 鈴木 紀子

私はつるま法律俱楽部の支え合う会♪ぴーぷる♪のたちあげ時から参加しています。実際の支援活動に向けてさまざまな学習会に参加しています。学習会の後の茶話会も会員同士の情報交換や、会員さんの身近な方の困り事や実際に騙されそうになった方の話など、生々しい話が交わされ、小さな支え合いの必要性をひしひしと感じています。

支え合う会♪ぴーぷる♪のたちあげに向けて、まず、私自身は、2014年に「特定非営利活動法人 権利擁護支援「ぷらっとほーむ」（「ぷらっとほーむ」については後述します。）」へ入会しました。支援員として動き始めて2年半が経過しました。病院への通院付き添い、買い物や食事などの外出同行、施設費等の支払い、施設利用料減免のための手続き等、利用者さんの生活を支える活動を行っています。施設選びや治療方針など難しい判断を求められる場面もありますが、私自身も支えられながら解決方法を模索する日々です。

この度、「ぷらっとほーむ」が鶴舞総合法律事務所の隣に「ぷらっとほーむ御器所事務所」を開設することになりました。

「ぷらっとほーむ」は2005年に名古屋市緑区で民生委員の方が中心となってたちあげたNPO法人です。2000年に介護保険が導入され、社会保障制度の仕組みが公的役割を低下させ自己責任の時代になり、入院や施設入所に際し身元保証人が求められる事が多くなりました。頼れる人が身近にいない高齢者のために民生委員が個人で対応するには限界があります。身元保証を中心に金銭管理、手続代行、生活支援等を請け負う法人となりました。

法律事務所へ来られた方は、ぜひ「ぷらっとほーむ」にも立ち寄ってください。お待ちしております。

身近な私たちにできること

つるま法律俱楽部会員 稲葉 和哉（たません不動産有）

知人のお父さんは数年前から施設で暮らしていて、諸事情により所有マンションを手放すことになり、ご家族から売却依頼を受けました。まずは室内外を片付けなければいけません。片付けの費用は、結構お高いです。4LDKでだいたい50万円位かかります。費用を抑えるため、知人を手伝って片付けを始めました。

やっと片付けが済み、販売開始。そしてお客様が見つかりました。「良かったね。」でも、困ったことが1つ。Kさんは意思確認ができないのです。「売る、売らない」の意思が、きちんと確認できないと契約できません。すぐに、つるま法律俱楽部の法律相談を紹介しました。相談の結果、成年後見人申立をお願いしたとのことです。

その後、他にも同じような相談例がありました。

認知症の方は、「意思確認ができない」ということになり、契約等ができません。本来契約ができるはずですが、契約をさせられ色々な被害に遭ってしまう方も多くみえます。玉子や食パン等の買い過ぎ程度で済むならいいのですが、高額な布団や貴金属を買わされてしまう被害もよく耳にします。

私たちに出来ることは何でしょうか。

家族だけでなく、身近にいる「誰か」が気づいたら、まずは病院へ一緒に行ってあげて下さい。検査をして診断を受けるだけで、本人も周りの人も、ゆっくり考えることができるようになると思います。

成年後見等必要になってくる場合もあるので、早めに弁護士に相談することをお勧めします。

♣ 中京大学学部長解雇事件

弁護士 小島 高志

当地区有数の大学の一つで、学部長が解雇される事件が起きました。しかも懲戒解雇です。学部長はソーシャルビジネスの分野で先進的研究を続けており、学生らへの指導も熱心で、学問・教育分野で厚い信望を得ていました。

事情を確認してみると、濡れ衣的理由をこじつけての解雇です。教授会の自治、大学教員の身分保障を大事にする学部長の存在が、学内専制支配を目論む一部理事らの目には邪魔者と映ったようです。

学内外の教員たちはもちろん、年度途中で指導者を失った学生たちから、当局の不当な扱いへの批判や学部長の復帰を願う大きな声が上がっています。

(参考) 教員、N P O らが中心となっているサイト

「羅教授を支援する会」<http://sup3ira2016.wixsite.com/mysite-1>

学生が立ち上げた署名サイト

「羅先生の復帰支援会」<http://razemiseminar.wixsite.com/mysite>

当事務所は、学問研究と教育条件を確保し、学校教職員の身分を護るためにいくつもの相談と事件を扱ってきました。この事件にも取り組んでゆきます。

弁護団は現在、森弘典弁護士、水谷実弁護士、安井一大弁護士そして私小島の4名です。



事務局短信

♠名古屋市昭和文化小劇場の開館記念コンサートに行ってきました！

昨年12月14日、名古屋市内にある各区の文化小劇場としては最後となる待望の昭和文化小劇場（地下鉄川名駅徒歩2分 川名公園内）が開館しました。12月25日の夜、開館記念として開催された「CHRISTMAS NIGHT LOUNGE」コンサートに行ってきました。4部合唱、ピアノソロ、ヴァイオリン、オペラ、桜花学園高等学校合唱部、神父さんのおはなし、盛りだくさんのコンサートでした。歌声やピアノ、ヴァイオリンの音色に心打たれ感動をいただいたクリスマスの夜でした。音楽って素晴らしい！その夜は余韻に浸りながら眠りにつきました。来年の鶴舞総合法律事務所30周年に向けて、身近な場所にできた昭和文化小劇場で、会員のみなさまと「文化」に触れ合う記念行事ができればと思いました。

昨年末、事務所フロアの大移動をしました。過去にも移動の経験がある事務局は慣れたもので、経費節約のため自分達でやり遂げました。鶴舞総合法律事務所の総合受付は4階エレベーター降りてすぐのブルーの入り口に変わりました。

新たに、4階C室に「認定N P O 法人権利擁護支援 ぷらっとほーむ」が入居されます。俱楽部会員の支援員もおられます（当たより3頁 会員リンクに掲載有）。4階D室はみらい保険事務所です（当たより表紙の世話人ご挨拶文）。私達にとっては何かと心強いです。リフレッシュしたフロアにぜひお立ち寄りください。

事務局 岡田泰子・福田順子

南スーダン自衛隊駆けつけ警護等の新任務について

弁護士 安井 一大

2016年11月30日、駆けつけ警護及び宿营地の共同防護という新しい任務を付与された陸上自衛隊施設部隊第11次隊の主力部隊が青森から出国し、同年12月12日から第11次隊による新任務の運用が始まりました。

駆けつけ警護は、2015年9月19日未明に成立した改正PKO協力法で規定されているものです。自衛官の武器使用権限が強化拡大された結果、派遣された現地の非戦闘員の殺傷や武装勢力との戦闘など、「武力の行使」に該当して憲法9条1項に違反する事態の発生等が危惧されます。

振り返れば、2003年3月にイラク戦争が開戦し、イラクは同年4月からアメリカ軍の占領下に置かれました。しかし、アメリカ軍による占領の中で宗教抗争が再燃するなどイラクの秩序は混迷し、2011年にアメリカ軍が撤退することで宗教抗争が更に激化したことは周知のとおりです。このため、イラク人はアメリカ政府に対して恨みを持っています。日本はイラクに対し、2003年12月から自衛隊を派遣しました。自衛隊派遣自体への批判もありましたが、従来の憲法9条の解釈の下、アメリカ軍とは異なり、特に陸上自衛隊は、武力行使ではなく復興のための活動に尽力した点、イラク人からは歓迎されました。

では、南スーダンはどうでしょうか。新任務を付与された陸上自衛隊が、南スーダンでイラクにおけるアメリカ軍の肩代わりをするような活動をすれば、自衛隊員が殺し殺される事態、日本が恨まれる事態へと発展しないでしょうか。

新任務を付与された陸上自衛隊が出国した2016年11月30日、自衛官を息子に持つ北海道千歳市の50代の母親が、自衛隊の南スーダンPKOへの派遣は憲法違反であるとして、派遣差止めと撤回などを求めて、札幌地裁に提訴しました。裁判所がどのような判断をするのか非常に注目されます。

以上



つるま法律倶楽部・低山歩こう会合同企画 バスツアーのご案内

世界文化遺産「富士山」周遊観光と富士山眺望

日 時：5月13日（土）～14日（日）

宿泊先：休暇村富士（田貫湖畔 30,000円前後）又は緑の休暇村富士（鳴沢村 27,000円前後）

集 合：昭和区御器所通交差点南西

行 程：1日目 日本平・久能山東照宮・白糸の滝・富士芝桜

2日目 ①～③の中から1ヶ所選択+富士眺望の湯ゆらり入浴

①紅葉台ハイキング（3時間～3時間半）

②硬式テニス（緑の富士休暇村にて）

③観光 忍野八海・鳴沢氷穴・富岳風穴

行程および費用は若干変わることがあります。詳細はたより4月号でご案内いたします。

〈仮予約受付中〉



つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

会員さんが紹介された相談者の法律相談も無料になります（1回限り30分）

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。上記時間外の相談についても対応させていただきます。電話予約の際にお尋ねください。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。

会員さんからの紹介の方の法律相談が増えてています。最近は、相続、成年後見、離婚、雇用（解雇）等に関する相談が多くなっています。相談をし、弁護士にアドバイスをうけただけで解決し、安心して帰られる方、法律俱楽部のパンフレットを読んで、その場で入会された方もおられます。

皆様のまわりに、困っていらっしゃる方がおられましたら、お気軽につるま法律俱楽部の無料法律相談をご紹介下さい。法律事務所への予約電話の際に「つるま法律俱楽部会員の○○さんからの紹介です。」と申し出ていただくようお伝え下さい。会員さんから直接ご連絡をいただいても結構です。

低山歩こう会

5月13日（土）～14日（日） 世界文化遺産「富士山」周遊観光と富士山眺望の湯

6月11日（日） 局ヶ岳（三重県） 標高1029m

9月 3日（日） 下呂御前山（岐阜県） 標高1412m

11月12日（日） 御池岳（三重県） 標高1247m

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。



短歌 & 川柳

原発も 経済問題に 置き換える 国民不在の 政府の欺瞞 (会員 能登正嗣)

響き渡る 大合唱は 天の声 老若男女は 平和を歌ふ (会員 能登正嗣)

9条を 全世界の 憲法に (会員 T・O)

天皇の 気持ち解せぬ お馬鹿さん (会員 T・O)

つるま法律俱楽部会費納入のお願い

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願ひいたします。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227

年始のご案内
新年は1月5日（木）より
業務いたします。